

1. 発行者情報

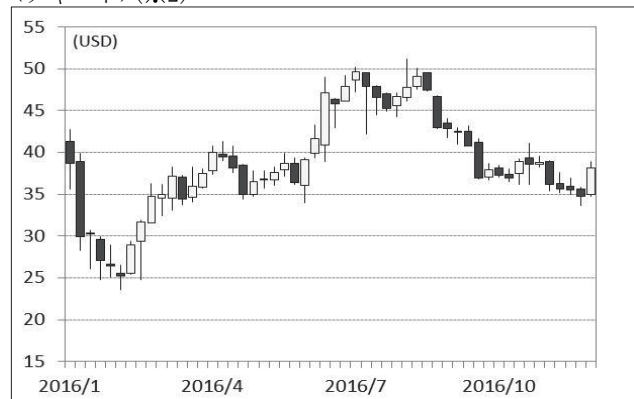
(1)名称 (カタカナ)	Mobileye N.V. モービルアイ
(2)本店所在地	Har Hotzvim, 13 Hartom Street, P.O. Box 45157, Jerusalem 9777513, Israel
(3)①設立の準拠法	オランダ会社法
③設立年	2003年(オランダ登記年)
(4)決算期	12月
(5)発行済株式数	221,738,014 株 (2016/12/31時点)
(6)事業内容	カメラベースの高度運転支援システム(ADAS)用ソフトウェア・関連技術の設計、開発を手がける。
(7)経理の概要	同社年次報告書(※1)を参照のこと。

(※1)年次報告書 https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1607310/000157104917001997/t1700397_20f.htm

2. 証券情報

(1)株式の種類及び名称	普通株式
(2)①発行地	米国
②上場している外国の金融商品取引所 (出典:年次報告書)	ニューヨーク証券取引所

<チャート>(※2)



(3)株価の推移 <チャート>(※2)を参照のこと。
2016/1/1~2016/12/31

年間最高値	(USD)	51.150
年間最安値	(USD)	23.570

(4)業績推移 2016/12

売上高	(USD)	358,162,000
当期純利益	(USD)	108,370,000
株主資本額	(USD)	698,412,000

(5)1株当たり情報 2016/12

1株当たり純利益(基本)	(USD)	0.49
1株当たり純利益(希薄後)	(USD)	0.46
1株当たり配当額	(USD)	0

■備考

<通貨単位> USD:米ドル

<会計基準> 米国会計基準

《ご留意いただきたい事項》

- (注1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (注2) 外国証券は、国内の金融商品取引所に上場されている場合、又は募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。
- (注3) 本資料は年次報告書、目論見書などに基づいて作成したものであるため、記載された決算期が直近に終了した決算期より古い場合や、年次報告書、目論見書などで開示された後の決算数字修正や直近の株式分割等を反映していない場合がありますので、ご了承ください。また本資料には、年次報告書、目論見書などに記載されている、主たる上場取引所以外の他の取引所への上場の状況が原則として記載されます。この場合、実際には他の取引所に上場されているものであっても、年次報告書、目論見書などに記載がされていなければ、注記されないことがあります。
- (注4) 株価(価格)の推移の記載のあるものは、特に注記のない限り、原則として本資料作成の対象となる会計年度の期間を対象としています。株式分割、株式併合、または資本の増減があった場合には、それ以前の株価を遡及修正しています。

作成日：2017/3/14

3. 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の発生（※）

<ティッカー> MBLY

<会社名> Mobileye N.V.

<証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項に該当する事実の発生>

重要事実：被買収

（1）内容

モービルアイとインテルは2017年3月13日、「インテルがモービルアイを買収する契約を両社間で交わした」と発表した。

公表資料によると、インテルの子会社は株式公開買い付け（TOB）を実施し、モービルアイの発行済み普通株式全てを1株当たり63.54米ドルの現金で買い取る。

両社の取締役会は本買収案を承認しているが、今後、関係当局の承認を得ることなどが必要で、9か月以内に手続きが完了する見込みである。

（2）インテル（ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット上場、ティッカー INTC）の概要

本店所在地： 2200 Mission College Boulevard, Santa Clara, California 95054-1549, USA

事業内容： マイクロプロセッサ、チップセットなどの設計、製造。

発行済株式数： 4,730 （百万株）

総資産額： 113,327 （百万米ドル）

負債額： 46,219 （百万米ドル）

株主資本額： 66,226 （百万米ドル）

純売上高： 59,387 （百万米ドル）

当期純利益： 10,316 （百万米ドル）

※2016年12月31日時点のデータ（年次報告書から）

●参考資料（2017年3月13日付公告から）

https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1607310/000157104917002311/t1700719_ex1.htm

（※）本書面は、金融商品取引法第27条の32の2第2項および証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項が定める「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の発生」をお知らせするものです。



外国株券等の取引に関する重要事項

水戸証券株式会社

外国株券等の取引については、以下の点を十分ご理解のうえ取引されるようお願いいたします。なお、このリーフレット及びその他外国株券等の取引についてご不明な点がございましたら、当社までお問合せください。

1. 手数料等及びリスク等について

- ・ 外国株券等（※1）の取引には、国内の取引所金融商品市場における外国株券の売買等のほか、外国金融商品市場等における委託取引と国内店頭取引の2通りの方法があり、当該取引には所定の手数料等（委託取引の場合は約定代金に対して上限 1.242%（税込）の委託手数料及びその他現地手数料等（当該諸費用は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。）、国内店頭取引の場合は所定の手数料相当額、等）をご負担いただく場合があります。
 - ・ 外国株券等の取引にあたっては、株式相場、為替相場等の変動や、投資信託、投資証券の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等（裏付け資産※2）の価格や評価額の変動に伴い、投資対象である外国株券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
 - ・ 外国株券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、金融商品の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。
- ※1 外国株券等には、外国市場上場の外国株券、新株予約権証券、上場投資信託、上場投資証券等を含みます。
- ※2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

2. 外国証券情報の提供について

外国株券等の中には、金融商品取引法(以下、「金商法」といいます。)に基づく企業内容等の開示がなされていない銘柄があります。金商法に基づく企業内容等の開示がなされていない銘柄の外国株券等について、お客さまから国内店頭(仕切)取引の買付注文をいただく場合には、あらかじめ若しくは同時に『外国証券情報』を提供または公表した上で、買付注文をお受け致します。

当社の概要

商号等 : 水戸証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号
加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

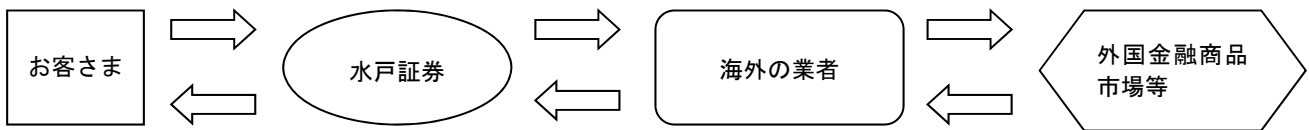


3. 取引について

外国株券等の取引には、国内の金融商品取引所（東京証券取引所）上場の外国株券等の売買のほか、外国金融商品市場等における委託取引（外国現地委託取引）と国内店頭取引（仕切）取引の2通りの方法があります。

■ 委託取引（外国現地委託取引）

お客さまのご注文を、外国金融商品市場等にお取次ぎいたします。

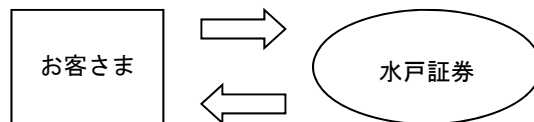


- 外国金融商品市場等との時差の都合から、約定日は発注日より1日後となります。
- 注文は日本株と同様に指値、成り行き注文が出来ます（一部出来ない地域もあります）。
- **国内取次ぎ手数料**と、**現地委託手数料**は約定代金に含まれず、これらの手数料が別途かかります。

（注）海外清算代金とは、約定代金（約定単価×数量）に現地コスト（現地手数料等）を加減したものです。

■ 国内店頭取引（仕切）

当社選定銘柄について、当社が相手方となって日本国内でお客さまとの売買に応じる取引です。



社内基準価格と 売り・買い仕切価格の 関係例	お客さまの売値 97.5 ドル	社内基準価格（仲値） 100.00 ドル	お客さまの買値 102.5 ドル
	2.5%		2.5%

- お客さまに提示する**売り・買い仕切価格**は、前日の取引所価格などを基準に合理的かつ適正な方法で算出した社内基準価格を仲値として±2.5%加減設定したものです。
- 仕切価格に手数料相当額が含まれている為、別途手数料を頂戴することはありません。
- 売り・買い仕切価格は、市況の急変、その他の事情により予告なく変更、若しくは売買を中断する場合があります。
- 約定する単価・為替が確定しているため、売買と同時に受渡し金額がわかります。

以上

当社の概要

商号等 : 水戸証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第181号
 加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

外国証券情報受領書

年 月 日

お 名 前 _____ (印)

1. 私は、外国株式の店頭（仕切）取引の発注に当り、金融商品取引法第27条の32の2第1項および証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第17条に定められた、下記銘柄の外国証券情報を受領いたしました。

外国株式	モービルアイ
------	--------

2. 受領場所 (ご自宅 ・ 店頭 ・ その他 ())
F A X ・ 郵送

※交付を受けた場所をマルで囲んでください。その他の場合 () に場所をご記入ください。

以 上

当社使用欄

《顧客別目論見書登録》

お客さまコード	扱者コード
.....

銘柄コード
B 2 8 8 3

交付方法：
上記2.より

交付日： 年 月 日

(確認日) 年 月 日

(説明扱者)

扱者コード
.....

部店長	内管責任者 (印鑑照合)	営業管理者 (入力者)	担当者

※確認日、説明扱者は必要に応じて記載